

食料の安定供給に係る
主要な不測の事態に対する具体的な対応手順

目的

主要な農産物の輸入の大幅な減少など、不測の事態が発生した場合に、「緊急事態食料安全保障指針」に基づき、適切に対応できるよう、あらかじめ、具体的な不測の事態を想定した対応手順や役割分担を整理する。

上記の対応手順を関係者に周知（公表）し、不測の事態が発生した場合に適切かつ迅速に対応できるよう平素からの備えを促す。

想定する不測の事態の考え方

【対象品目】

主食である米に加え、輸入割合の高い穀物である小麦、飼料穀物

【選定する事象】

過去に食料供給に影響を与えた不測の事態を踏まえ、国内での大不作、輸入の大幅な減少について想定

<過去の例>

- ・ 1973年（昭和48年） 米国の大豆輸出規制
- ・ 1993年（平成5年） 米の大不作

【検討する手順】

「緊急事態食料安全保障指針」に基づき、対策本部の設置、備蓄の活用、輸入の確保等の具体的手順について検討

主要な不測の事態

我が国の食料供給に影響を及ぼす不測の事態が生じた場合には、「緊急事態食料安全保障指針」に基づき対策等を講じることとなる。

このため、我が国の食料の安定供給に及ぼす影響が高いリスクについて、不測時を想定した事態を作成。その事態に対処するための具体的な対応手順について作成し、具体的な手順が実際に機能するか検証することが必要。

不測の事態

国内における米の大不作

例) ・ 異常気象により米が大不作となり、生産量が大幅に減少。

食糧用小麦又は飼料穀物の輸入量の大幅な減少

例1) ・ 異常気象により主要輸出国の飼料穀物が大不作となり、我が国への総輸入量が一時的に大幅に減少。

例2) ・ 異常気象により主要輸出国の食糧用小麦が大不作となり、我が国への総輸入量が大幅に減少。

・ 翌年も異常気象により、主要輸出国からの食糧用小麦の総輸入量が大幅に減少。

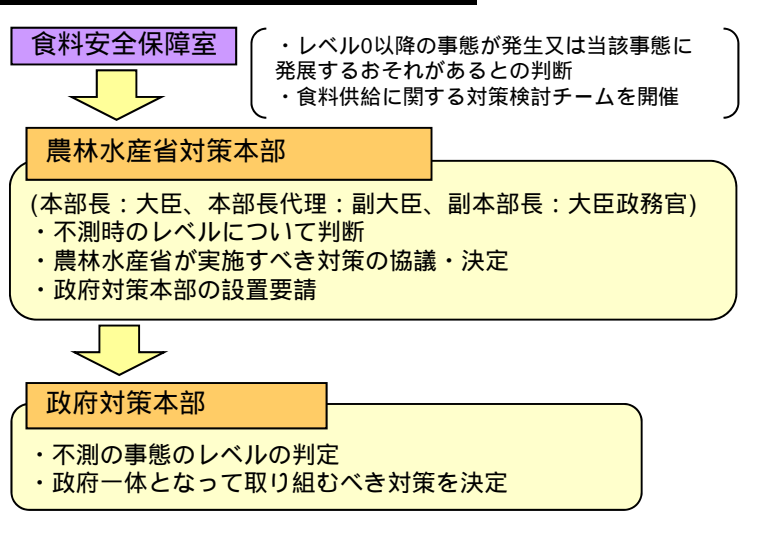
「緊急事態食料安全保障指針」について

農林水産省では、不測の要因により食料の供給に影響が及ぶおそれのある事態に的確に対処するため、政府として講ずべき対策の基本的な内容、根拠法令、実施手順等を示した「緊急事態食料安全保障指針」（平成24年9月農林水産省決定）を策定。

食料の供給に影響を及ぼす不測の要因

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 国内における要因 | |
| 大規模自然災害や異常気象 | |
| 家畜・水産動物の伝染性疾病や植物病害虫 | |
| 食品の安全に関する事件・事故 | |
| 食品等のサプライチェーンの寸断 | |
| 地球温暖化等の気候変動 | |
| (2) 海外における要因 | 地球温暖化等の気候変動 |
| 大規模自然災害や異常気象 | 肥料（養殖用飼料）需給のひっ迫 |
| 家畜・水産動物の伝染性疾病や植物病害虫 | 遺伝資源の入手困難 |
| 食品の安全に関する事件・事故 | 水需給のひっ迫 |
| 港湾等での輸送障害 | 単収の伸び率の鈍化 |
| 輸出国の政情不安、テロ | 水産資源の変動 |
| 輸出国における輸出規制 | 人口増加に伴う食料需要増加 |
| 為替変動 | バイオ燃料向け需要の増加 |
| 石油等の燃料の供給不足 | 新興国との輸入の競合 |

不測の事態に対する体制



不測時の食料安全保障対策の概要

事態の深刻度（レベル）に応じ国民が最低限必要とする食料の供給の確保が図られるよう、以下の取組などを実施。

レベル0 レベル1以降の事態に発展するおそれがある場合

- ・ 食料供給の見通しに関する情報収集・分析・提供
- ・ 備蓄の活用と輸入先の多角化、代替品の輸入
- ・ 規格外品の出荷、廃棄の抑制などの関係者の取組の促進
- ・ 食料の価格動向などの調査・監視

レベル1 特定の品目の供給が、平時の供給を2割以上下回ると予測される場合を目安

- ・ 緊急の増産（国民生活安定緊急措置法）
- ・ 生産資材（種子・種苗、肥料、農薬）の確保（国民生活安定緊急措置法など）
- ・ 買い占めのは正など適正な流通の確保（買い占め等防止法など）
- ・ 標準価格の設定などの価格の規制（国民生活安定緊急措置法）

レベル2 1人1日当たり供給熱量が2,000kcalを下回ると予測される場合を目安

- ・ 熱量効率が高い作物などへの生産の転換（国民生活安定緊急措置法）
- ・ 既存農地以外の土地の利用
- ・ 食料の割当て・配給及び物価統制（物価統制令、国民生活安定緊急措置法、食糧法）
- ・ 石油の供給の確保（石油需給適正化法）

不測時における体制 その

1 平素における取組

食料安全保障室

食料供給に関する情報分析ワーキンググループ

原則、月1回省内関係部局との情報共有及び意見交換を実施

有識者や民間企業等からの情報収集等

2 不測時における体制整備

食料安全保障室

- ・不測の事態（レベル0）が発生し又は発生するおそれが見られた場合、食料供給に関する対策検討チームを開催

食料供給に関する対策検討チーム

- ・不測の事態（レベル0）が発生し又は発生するおそれがある場合、状況把握と事態の深刻度を分析
- ・講ずべき対策について検討
- ・大臣官房政策課長は、分析及び検討結果を大臣に報告

検討チームを開催する時間的余裕がない場合は、大臣官房政策課長の判断により、発生し又は発生するおそれのある事態について、大臣に報告することができる。

有識者や民間企業等からの情報収集等

農林水産省対策本部（構成員）

本部長：農林水産大臣
本部長代理：農林水産副大臣
副本部長：農林水産大臣政務官
本部長：事務次官、農林水産審議官、大臣官房長、総括審議官、総括審議官（国際）、技術総括審議官、危機管理・政策評価審議官、統計部長、消費・安全局長、食料産業局長、生産局長、経営局長、農村振興局長、政策統括官、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官、関東農政局長、関東農政局地方参事官（東京）

必要に応じ、本部長が指名する者を本部員とできる。官房長を省対策本部の幹事とし、幹事の下に事務局（食料安全保障室が行う）を設置する。

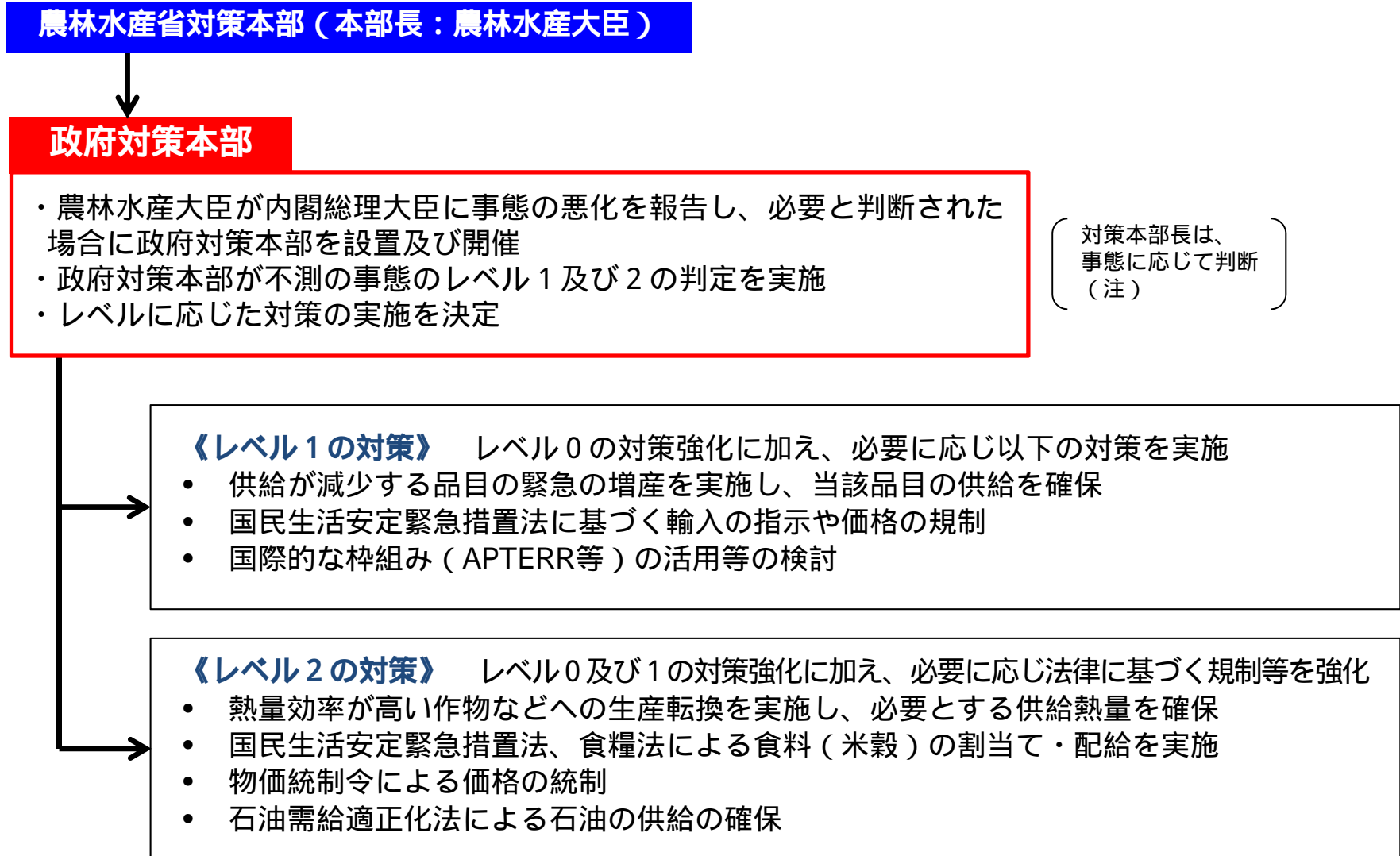
農林水産省対策本部

- ・大臣が不測の事態の深刻度をレベル0と判断した場合、省の対策本部を開催
- ・農林水産省として講ずべき対策を決定
- ・不測の事態がさらに悪化した場合、政府対策本部の設置を要請

《レベル0の対策》 平素からの取組を強化

- ・ 食料供給の見通しに関する情報収集・分析・提供体制を充実・強化
- ・ 備蓄の活用、輸入先の確保により、当面の食料の供給を確保
- ・ 生産者等に対し、出荷・供給の促進を要請
- ・ 価格動向等を調査・監視

3 不測時における体制整備（レベル0からさらに事態が悪化した場合）



（注） 不測の事態は、自然災害のみならず、武力攻撃事態など様々な要因が想定されることや複合災害も想定されるため、事態に応じた対策本部の設置となる。

不測時に係る基本的な対応

重大な影響が生じる可能性があると思われる場合
特定の品目の需給がひっ迫することにより食生活に

レベル0

農林水産省対策本部設置 (事務局：食料安全保障室)

情報収集・分析・提供

平素から行っている国内外の食料需給に関する情報の収集・分析・提供体制を強化

供給の確保対策

備蓄活用の検討
・ 計画的な備蓄の活用を検討
食品産業事業者等の取組の促進
・ 生産者及び生産団体等に出荷の促進及び供給量の確保を要請
・ 食品産業事業者に対し、廃棄の抑制等を要請
・ 消費者に対し、買いだめ、買い急ぎ等の防止、食べ残し、廃棄の抑制を要請

輸入の確保

輸入の確保
・ 輸入先の多角化を要請
・ 供給が不足する農産物と代替し得る製品の輸入の確保を要請

価格・流通の安定対策

価格動向等の調査・監視
・ 関係府省と連携し、食料等の価格動向等の調査・監視
関係事業者への要請、指導等
・ 買占め、売惜しみ及び便乗値上げの防止等関係者による自主的な取組を推進

備蓄の放出 【公的な備蓄がある場合】

下回ると予測される場合
特定の品目の供給が、平時の供給を2割以上

レベル1

政府対策本部設置 (担当課：食料安全保障室)

【備蓄を放出しても不足する場合や公的な備蓄がない場合】

当面の供給不足に対応するための措置

追加的(代替)輸入

輸入業者に指示
【輸入の促進により対処が必要な場合】
輸入の事業を行う者に対し、輸入の指示を実施

翌年における特定品目の供給が不足する場合の措置

緊急増産

生産者等に要請
緊急食料確保計画
(仮称)による緊急増産

生産資材の確保

緊急増産が円滑に実施されるよう、必要な生産資材の確保のための措置

価格・流通の安定対策

適正な流通の確保のための指示
・ 売渡し、輸送、保管等に関する指示
価格の規制
・ 価格高騰に対する標準価格の設定を指示

価格・流通に関する要請、指導等を行っても適正な流通が確保されないおそれがあると認められる場合に、必要最小限の規制措置を講じる。

緊急増産に係る対応手順 その

【「緊急食料確保計画（仮称）」による緊急増産の実施】
 政府対策本部は、輸入の減少等により特定の品目の供給が減少し、食生活に重大な影響が生じるおそれがある場合等について、当該品目の供給を確保する必要があるときは、当該品目についての緊急増産を内容とする「緊急食料確保計画（仮称）」を決定・実施。
 輸入の減少等により特定の品目の供給が平時の8割以下に減少する場合、当該品目の供給を少なくとも平時の8割の水準まで回復させる。

政府対策本部

（担当課：食料安全保障室）

緊急食料確保計画（仮称）の決定

- ・ 生産を促進すべき品目を政令で指定（国民生活安定緊急措置法第14条）
- ・ 農林水産省が計画（案）を作成

都道府県別ガイドラインの策定・公表

- 都道府県別ガイドラインの内容
 - ア 緊急増産を実施する品目の目標生産数量（面積）
 - イ 種子・種苗、肥料、農薬等生産資材の必要量等

農林水産省対策本部

- ・ 都道府県別ガイドラインを都道府県に対し提示
- ・ 農林水産業関係者が作成した生産計画取りまとめ（市町村、都道府県、地方農政局ごとに取りまとめ）

生産者の生産計画の内容

- ア 生産を促進すべき品目の生産量
- イ 生産資材の確保状況

（国民生活安定緊急措置法第15条第2項）

（農林水産省）
生産計画変更を指示

生産計画上の生産量が都道府県ガイドラインに照らして不足が見込まれる場合には、増産可能な生産者に対して生産計画の変更を指示

都道府県

ガイドラインの提示 生産計画の提出

市町村及び関係団体等と調整
ガイドラインに基づき作付面積を配分

農林水産業関係者（生産者）

面積の配分 （国民生活安定緊急措置法第15条第1項）

国民生活安定緊急措置法に基づき生産計画を作成し、農林水産大臣に提出

（国民生活安定緊急措置法第15条第3項）

指定物資の増産

緊急増産に係る対応手順 その

農林水産業関係者（生産者）

（国民生活安定緊急措置法第15条第1項）

国民生活安定緊急措置法に基づき生産計画を作成し、農林水産大臣に提出

作付けの基本的考え方

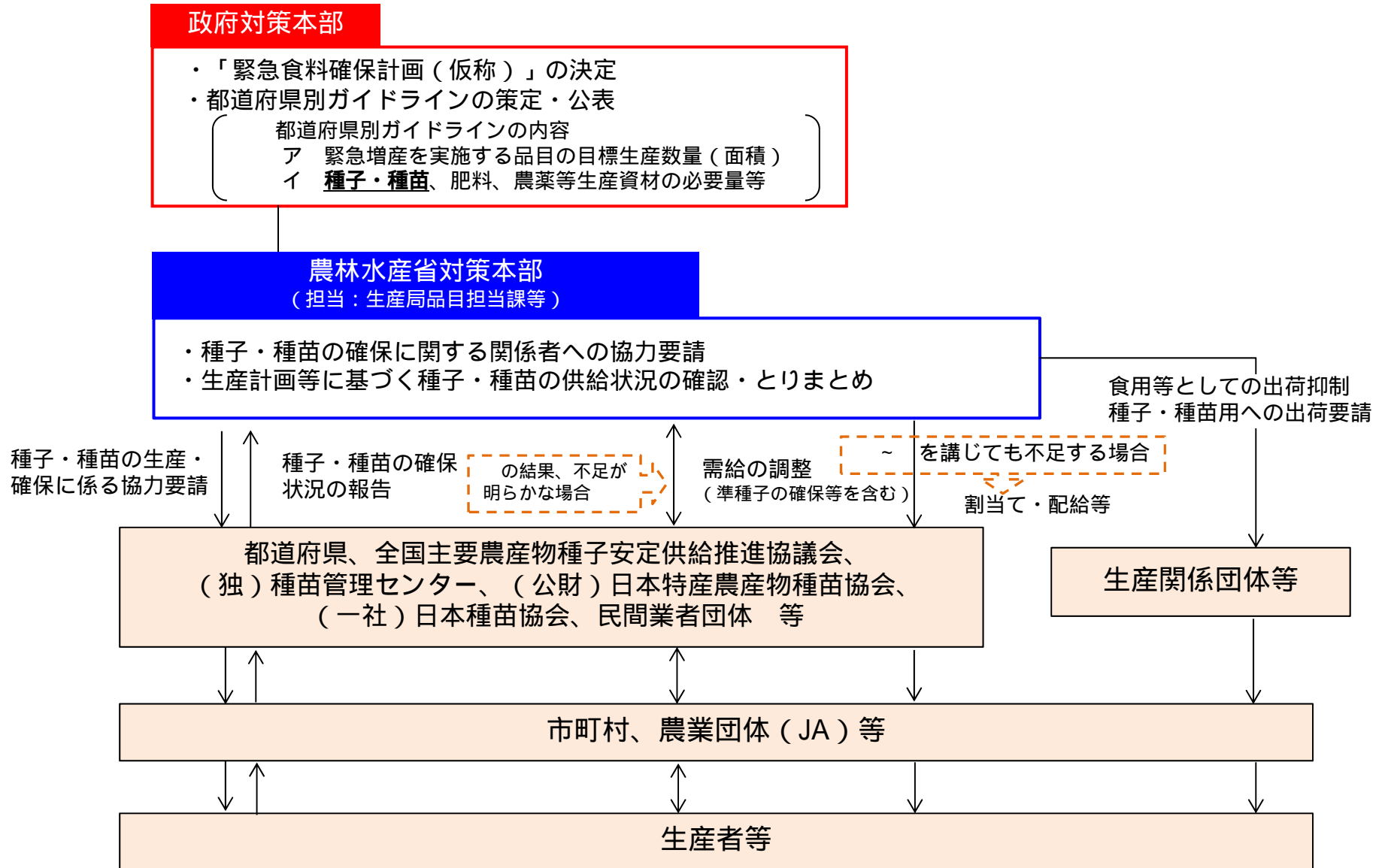
- 1 増産に当たっては、他の品目を減少させないことを原則とし、表作の不作付地の解消、裏作可能地での裏作の拡大により増産を実施
- 2 より生産性を高め、国民への安定供給を図るため、可能な範囲内で品種、作期、栽培方法等の変更を実施

品目ごとの考え方

- 1 **水稲**は、水田の表作不作付地を中心に増産
- 2 **小麦**は、作期の競合を避けるため表作作物の品種等の変更を行い、裏作可能地で増産
- 3 **大豆**は、水田の表作を中心に増産
- 4 **飼料穀物**は、国内での増産は困難であることから、小麦、大豆の生産への影響を配慮し、代替性のある飼料作物を可能な範囲内で増産
その場合の畜産物の生産は、大家畜は、増産される飼料作物を最大限活用した飼料給与形態に転換し、中小家畜は、食品残さ等を利用しつつ、飼料穀物の供給に応じた水準で生産

緊急増産に向けた生産資材（種子・種苗）の確保に係る手順

種子・種苗の確保



緊急増産に向けた生産資材（肥料）の確保に係る手順

肥料の確保

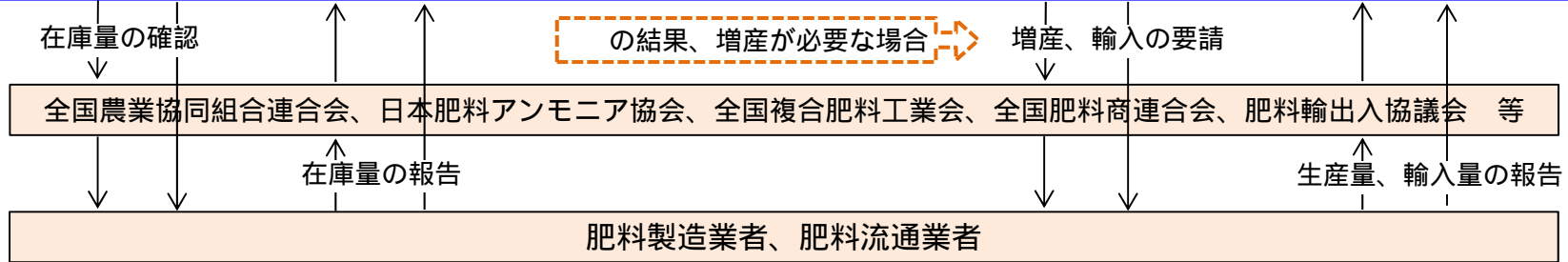
政府対策本部

「緊急食料確保計画（仮称）」の決定
 都道府県別ガイドラインの策定・公表
 都道府県別ガイドラインの内容
 ア 緊急増産を実施する品目の目標生産数量（面積）
 イ 種子・種苗、**肥料**、農薬等生産資材の必要量等

< STEP 1 >

経済産業省（化成肥料（炭酸カルシウムを除く））、農林水産省対策本部（炭酸カルシウム、有機質肥料）（担当：生産局技術普及課、消費・安全局農産安全管理課）

「緊急食料確保計画（仮称）」の実施に必要な肥料を確保するために、在庫量を把握し、増産等を要請



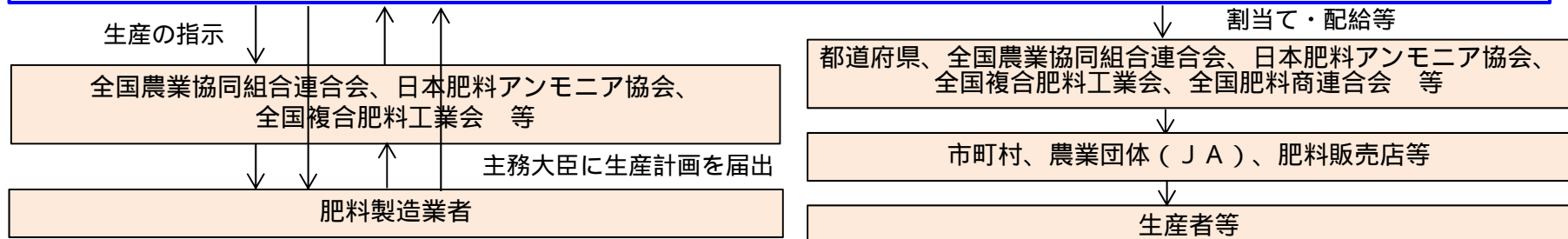
< STEP 2 > STEP 1を講じても、「緊急食料確保計画（仮称）」の実施に必要な数量の確保が困難と認める場合

政府対策本部

国民生活安定緊急措置法に基づく生産の指示、割当て・配給等の決定

経済産業省（化成肥料（炭酸カルシウムを除く））、農林水産省対策本部（炭酸カルシウム、有機質肥料）（担当：生産局技術普及課、消費・安全局農産安全管理課）

国民生活安定緊急措置法に基づく生産の指示及び割当て・配給等



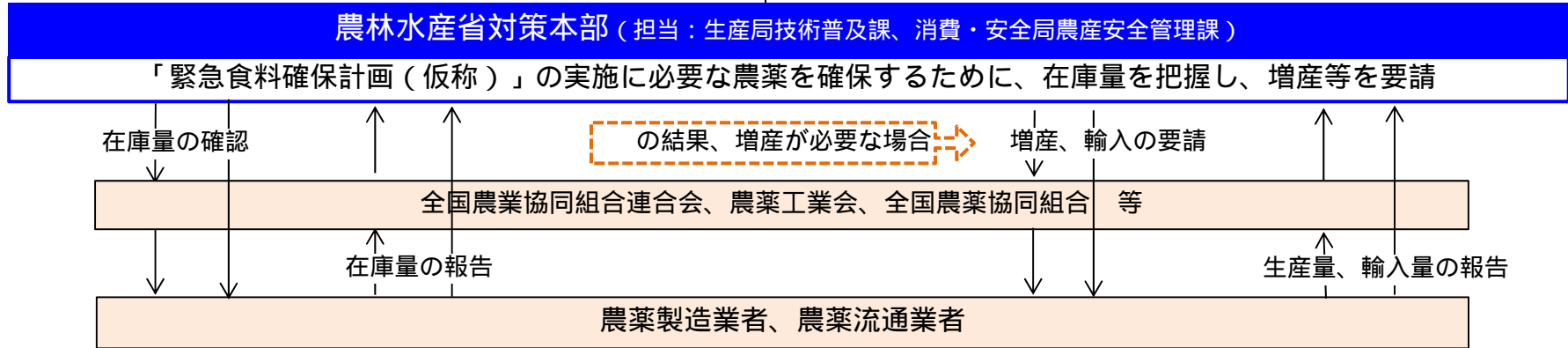
緊急増産に向けた生産資材（農薬）の確保に係る手順

農薬の確保

政府対策本部

「緊急食料確保計画（仮称）」の決定
 都道府県別ガイドラインの策定・公表
 〔 都道府県別ガイドラインの内容
 ア 緊急増産を実施する品目の目標生産数量（面積）
 イ 種子・種苗、肥料、**農薬**等生産資材の必要量等 〕

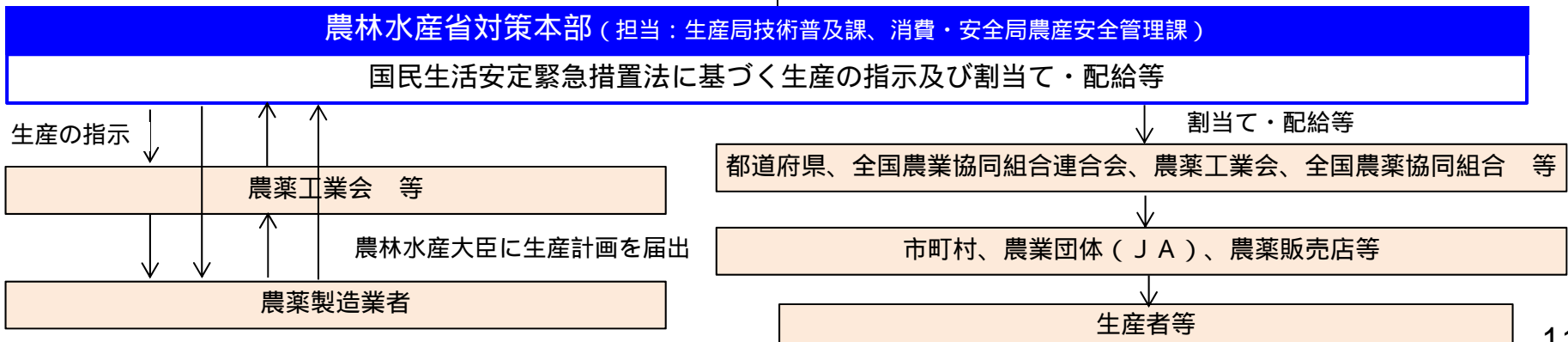
<STEP 1>



<STEP 2> STEP 1を講じても、「緊急食料確保計画（仮称）」の実施に必要な数量の確保が困難と認める場合

政府対策本部

国民生活安定緊急措置法に基づく生産の指示、割当て・配給等の決定

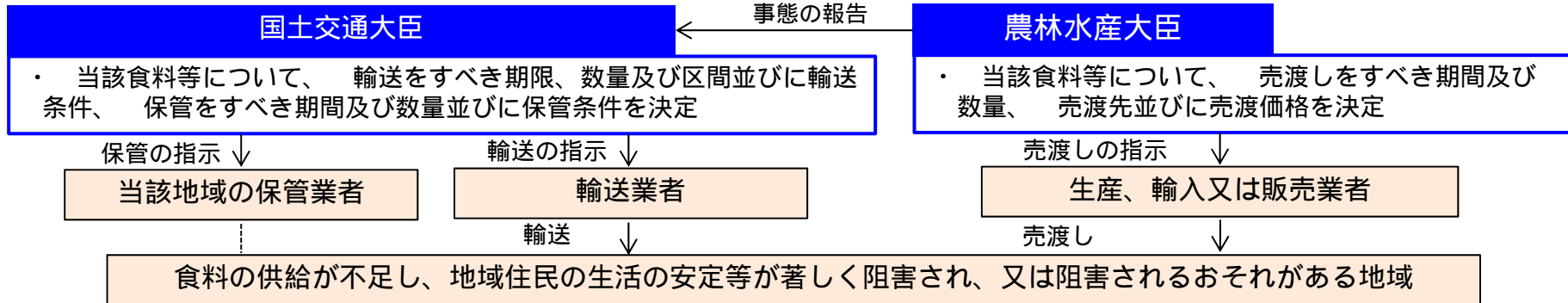


価格・流通の安定化に係る手順（適正な流通の確保）

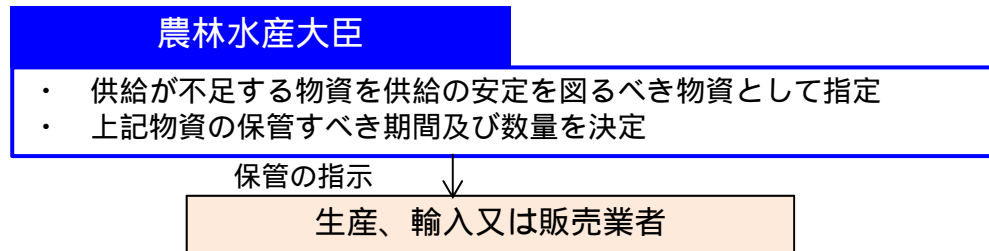
売渡し・保管・輸送等に係る指示

国民生活安定緊急措置法に基づく指示

< 特定の地域において食料等の供給が不足し、緊急に当該食料の供給を増加する必要がある場合 >

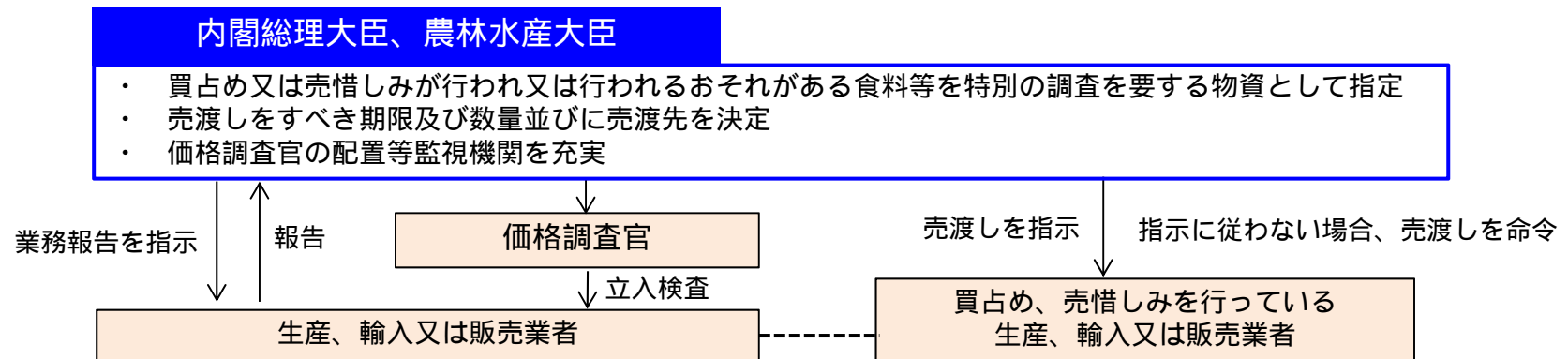


< 物価が高騰し又は高騰するおそれのある場合において、出荷の調整をしなければ食料等の供給が不足する場合 >



買占め等防止法に基づく指示

< 食料等の買占め又は売惜しみが行われ又は行われるおそれがある場合 >



価格・流通の安定化に係る手順（価格の規制）

適正価格による流通の指示

国民生活安定緊急措置法に基づく指示

<STEP 1> 物価が高騰し又は高騰するおそれのある場合において、食料等の価格が著しく上昇し、又は上昇するおそれのあるとき

内閣総理大臣

について
協議

農林水産大臣

政令により、価格が著しく上昇又は上昇するおそれのある食料等を価格の安定を図るべき物資として指定

指定物資について、取引の標準となる品目の選定を行い、標準価格を決定し、告示

指定物資の小売業者が標準価格又は販売価格を表示していない場合は、表示すべきことを指示

販売価格が標準価格を超えている場合、当該品目と標準品目の相違を参酌し、妥当と認められる価格を超えている場合は、当該価格以下で販売するよう指示

指示に従わなかった場合はその旨を公表

小売業者

<STEP 2> STEP 1の措置を講じても指定物資の価格の安定を図ることが困難な場合

農林水産大臣

指定物資の価格の安定を図ることが困難な場合、その指定物資を特に価格の安定を確保すべき物資として指定

上記の特定物資について、価格の安定を図るべき品目の選定を行い、特定標準価格を決定し、告示

特定物資の小売業者が特定標準価格又は販売価格を表示していない場合は、表示すべきことを指示

販売価格が特定標準価格を超えている場合、当該販売価格と当該特定標準価格との差額に販売数量を乗じて得た額に相当する額の課徴金の納付を命令

特定品目の小売業者

国内における米の大不作に係る対応

異常気象により米が大不作になり需給がひっ迫し、食生活に重大な影響が生じる可能性が見込まれる段階

農林水産省対策本部

(事務局：食料安全保障室)

(担当：食料安全保障室、政策統括官等)

情報収集・分析・提供

情報収集・分析

- ・平素から行っている米の需給、価格に関する情報の収集・分析・提供体制を強化

国民への情報提供

- ・需給情報の早期提供
- ・需給ひっ迫の状況に応じた食糧法上の基本指針の改訂
- ・相談、苦情処理体制の整備

(担当：政策統括官等)

供給の確保対策

備蓄の活用

- ・作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格等について総合的に判断し、供給不足が見込まれる数量を踏まえて、備蓄米の計画的かつ円滑な供給を確保

生産者・生産者団体への要請

- ・生産者及び生産団体等に出荷の促進及び供給量の確保等を要請

消費者に要請

- ・買いため、買い急ぎ等の防止
- ・食べ残し、廃棄の抑制への取組

(担当：食料安全保障室、政策統括官等)

価格・流通の安定対策

関係団体・卸売業者に要請

- ・流通業者に対する買占め、売惜しみ、便乗値上げ防止等を要請
- ・備蓄米を含めた抱え込みの抑制に係る協力要請

備蓄米の放出

米の大不作により、供給が少なくとも平時の8割以下（例えば作況70）に減少すると予測される段階

政府対策本部

(担当課：食料安全保障室)

備蓄を全量放出しても、供給が不足する場合

翌年の備蓄が確保できない場合の措置

追加的な外国産米の輸入

輸入業者に指示

【輸入の促進により対処が必要な場合】
輸入の事業を行う者に対し、輸入を指示

国際備蓄の活用

追加的輸入、緊急増産等の措置を講じても、食料供給の確保が図られないおそれがある場合は、国際備蓄（APTERR）の活用等を検討

緊急増産

緊急食料確保計画（仮称）による緊急増産

- ・水田の表作不作付け地を中心に増産

生産資材の確保

緊急増産が円滑に実施されるよう、必要な生産資材の確保のための措置

【必要な数量の確保が困難であると認める場合】
国民生活安定緊急措置法に基づく割当て・配給等を実施

価格・流通の安定対策

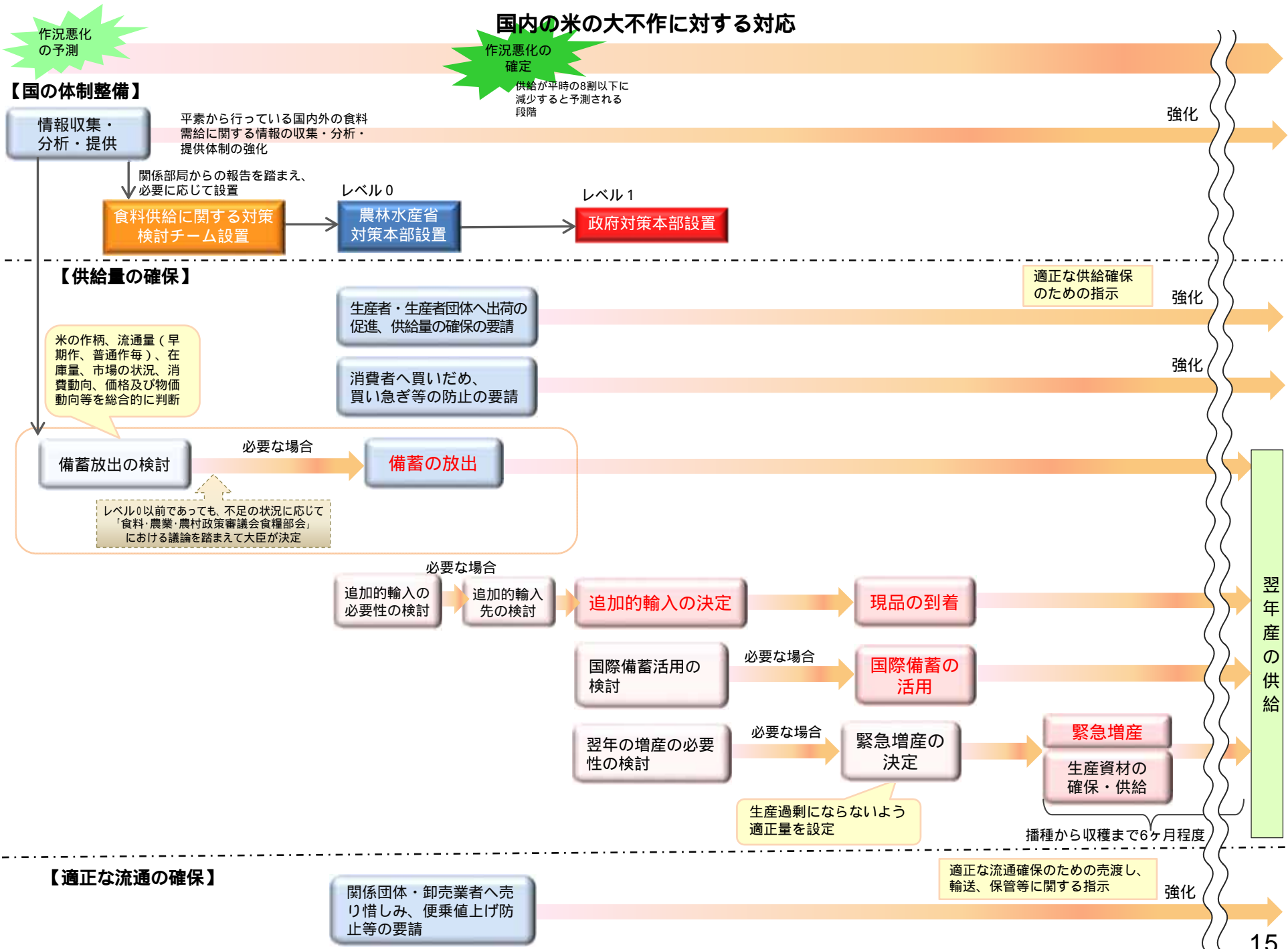
適正な流通の確保のための指示

・売渡し、輸送、保管等に関する指示

価格の規制

・米価高騰に対する標準価格の設定を指示

国内の米の大不作に対する対応

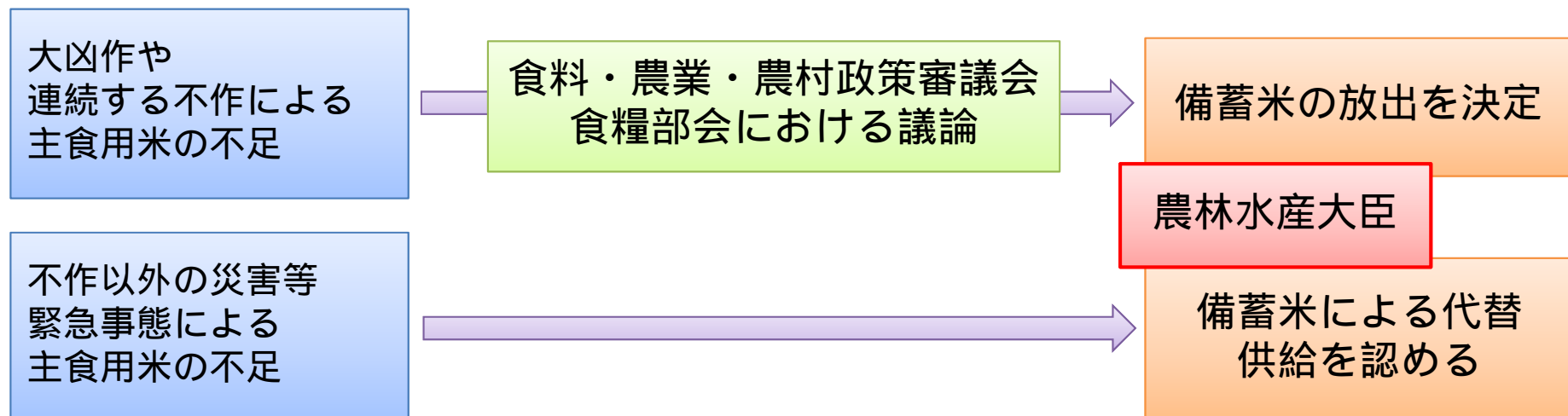


備蓄の放出（米）の基本プロセス

[担当課：政策統括官農産企画課]

大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定。

他方、毎年11月の基本指針の変更後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できる。



食糧用輸入小麦の輸入量の大幅な減少に係る対応

異常気象により主要輸出国の食糧用小麦が大不作となり、我が国への輸入量に重大な影響が生じる可能性が見込まれる段階

農林水産省対策本部 (事務局：食料安全保障室)

(担当：食料安全保障室、政策統括官等)

(担当：政策統括官等)

(担当：政策統括官)

(担当：食料安全保障室、政策統括官等)

情報収集・分析・情報提供

- 情報収集・分析**
- 平素から行っている小麦の需給、価格に関する情報の収集・分析・提供体制を強化
- 国民への情報提供**
- 需給情報の早期提供
 - 相談、苦情処理体制の整備

供給の確保対策

- 関係者への周知及び要請**
- 実需者へ前広に情報提供
 - 国産小麦の使用比率の引き上げ等による製造計画の見直しにより、不足する原料小麦の長期使用の取組等
 - 主要輸出国の政府及び輸出業者に対し、安定供給の確保に向けて協力要請
- 消費者に要請**
- 買いだめ、買い急ぎ等の防止
 - 食べ残し、廃棄の抑制への取組

代替輸入の検討

- 実需者及び輸入業者と代替輸入に向けた検討

価格・流通の安定対策

- 関係団体・卸売業者に要請**
- 買占め、売惜しみ、便乗値上げ防止等を要請
 - 適正価格による流通を要請

備蓄の取り崩し

〔在庫に余裕のある製粉事業者等から在庫の少ない製粉事業者等へ融通〕

主要輸出国の我が国向けの食糧用小麦が大不作となり、我が国への総輸入量が少なくとも平時の8割以下に減少すると予測される段階

政府対策本部 (担当課：食料安全保障室)

(担当：政策統括官)

(担当：政策統括官)

翌年も輸入により必要な量の確保が見込めない場合の措置

(担当：政策統括官)

(担当：政策統括官等)

(担当：食料安全保障室、政策統括官等)

備蓄の取り崩し

- 在庫に余裕のある製粉事業者等から在庫の少ない製粉事業者等へ融通

代替輸入

- 実需者及び輸入業者に代替輸入を要請**
- 代替輸入国に関する情報収集及び候補国の選定
 - 実需者、輸入業者等の関係者と情報共有し、協議後、速やかに代替輸入先国を決定・供給

【輸入の促進により対処が必要な場合】
輸入業者に対し、輸入の指示

緊急増産

- 緊急食料確保計画（仮称）による緊急増産**
- 作期の競合を避けるため表作作物の品種等の変更を行い、裏作可能地での増産を実施。

生産資材の確保

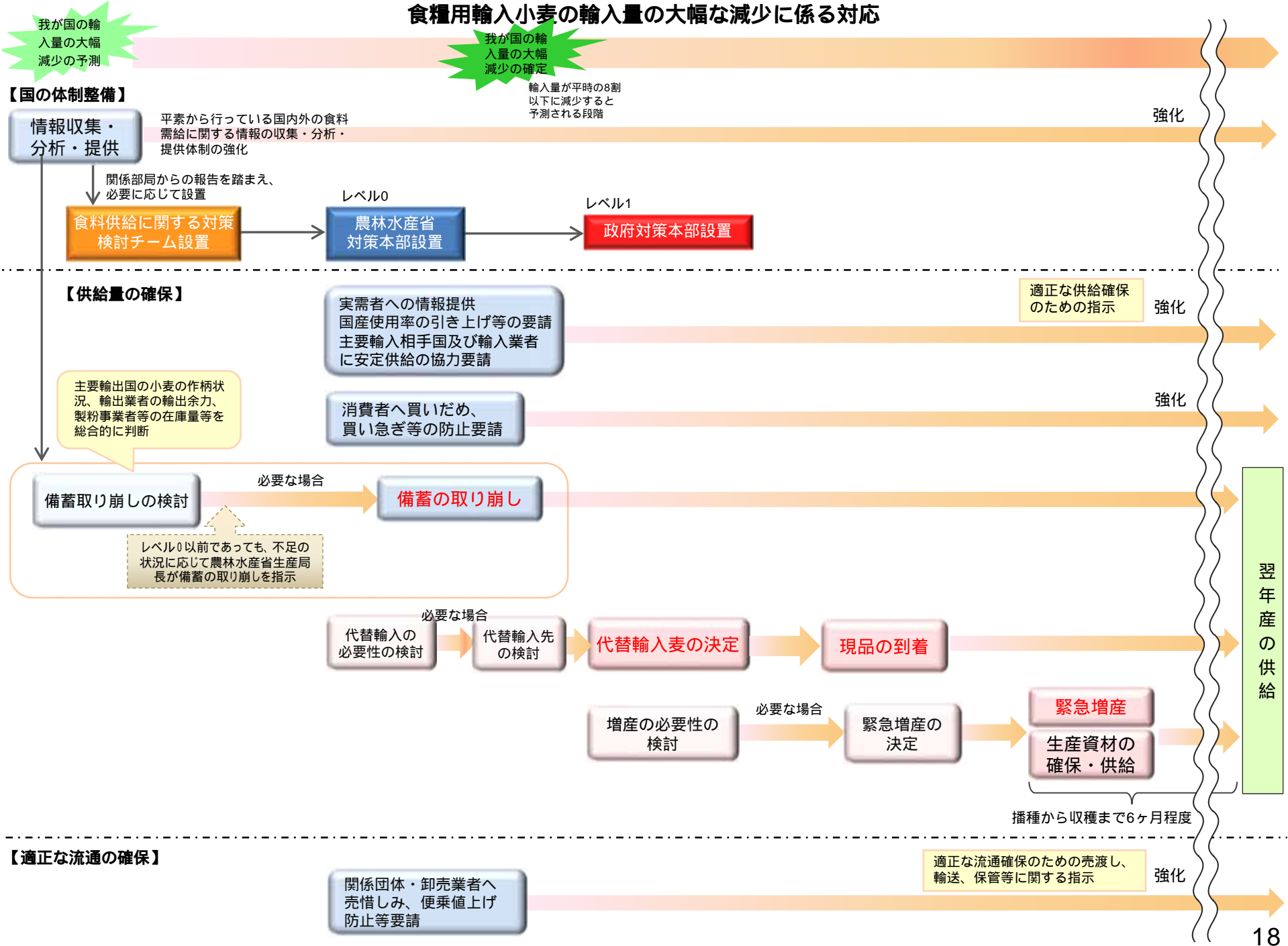
- 緊急増産が円滑に実施されるよう、必要な生産資材の確保のための措置

【必要な数量の確保が困難であると認める場合】
国民生活安定緊急措置法に基づく割当て・配給等を実施

価格・流通の安定対策

- 適正な流通の確保のための指示**
- 売渡し、輸送、保管等に関する指示
- 価格の規制**
- 価格高騰に対する標準価格の設定を指示

食糧用輸入小麦の輸入量の大幅な減少に係る対応

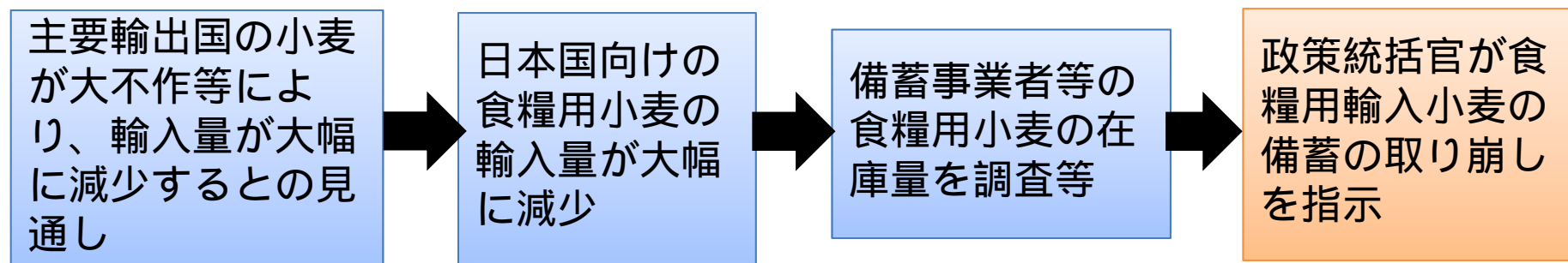


備蓄の取り崩し（食糧用輸入小麦）の基本プロセス

異常気象により主要輸出国の食糧用小麦が大不作となり、我が国への輸入量が大幅に減少すると見込まれる場合、主要輸出国の作柄状況、輸出余力及び製粉企業等の在庫量についての調査等を実施する。

これらを総合的に勘案した上で、政策統括官が備蓄事業者に対し、食糧用小麦の備蓄の取り崩し指示する。

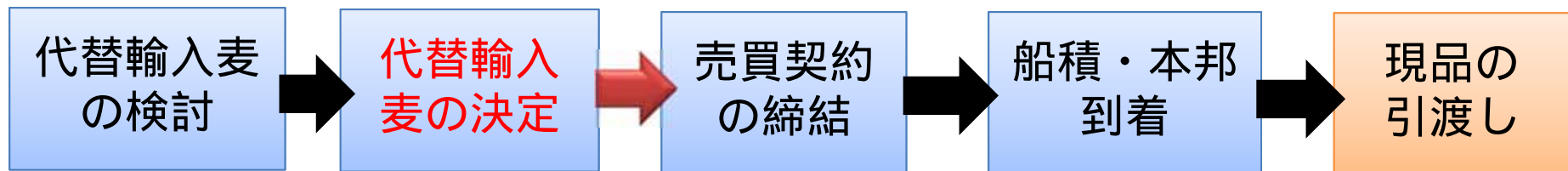
備蓄の取り崩しまでの流れ



これまで輸入先国の多元化に向けた調査結果を踏まえ、不足が見込まれる麦の代替輸入候補麦を選定し、輸出余力、加工適性試験、安全性の確認等を行い、実需者及び輸入業者と調整の上、代替輸入麦を決定。

その後、所要の輸入手続きを経て、速やかに実需者へ代替輸入麦を引き渡す。

代替輸入までの流れ



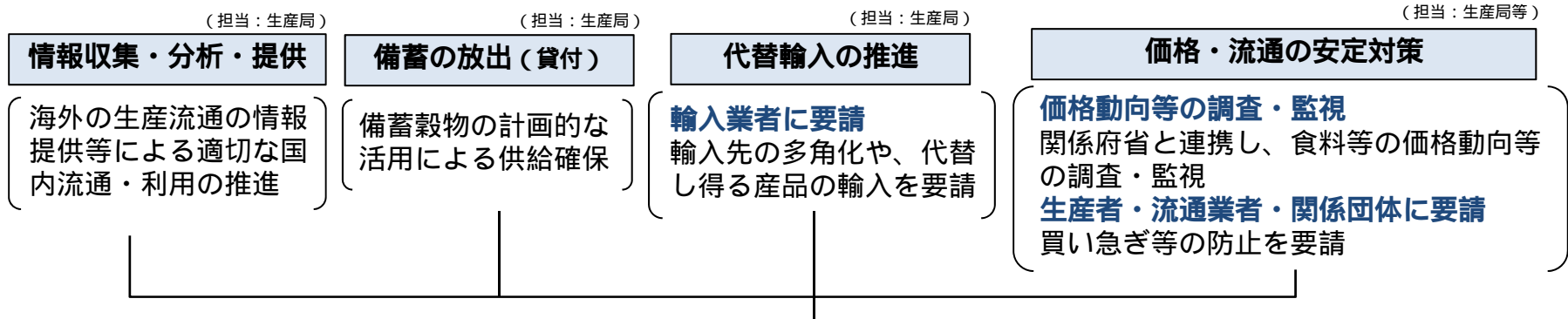
飼料穀物の輸入量の大幅な減少に係る対応

異常気象により主要輸出国の飼料穀物が大不作となり、我が国への総輸入量が一時的に大幅に減少する可能性が見込まれる段階

農林水産省対策本部

(事務局：食料安全保障室)

レベル0

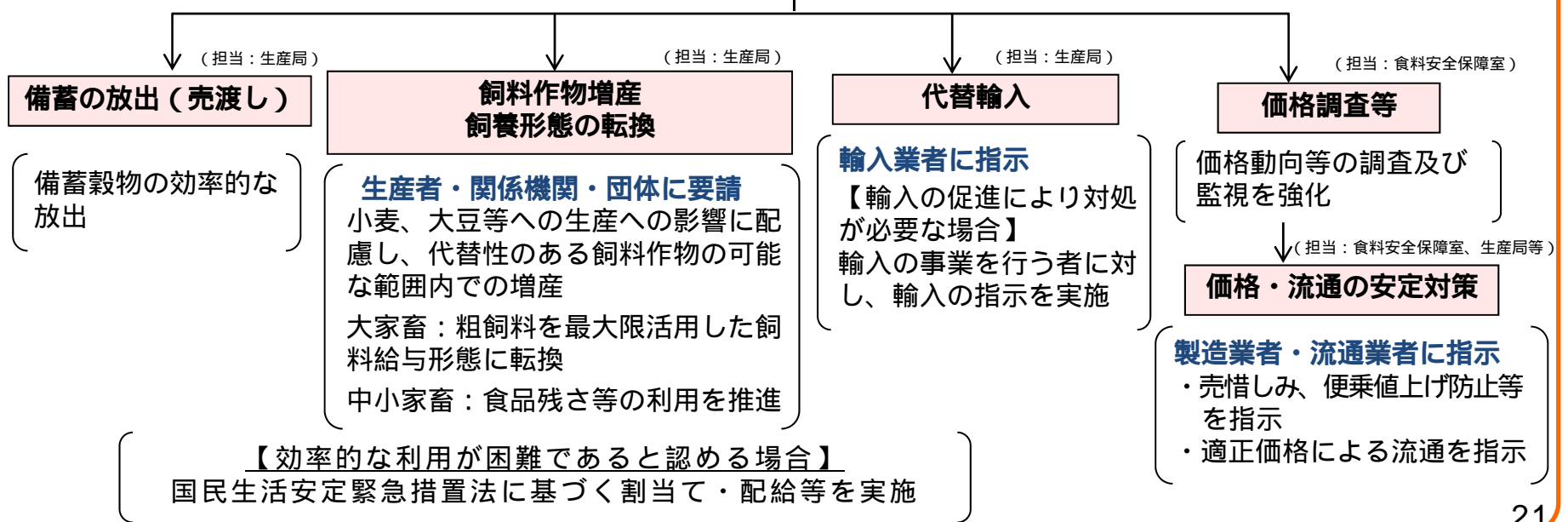


主要輸出国の我が国向けの飼料穀物が大不作となり、我が国への総輸入量が少なくとも平時の8割以下に減少すると予測される段階

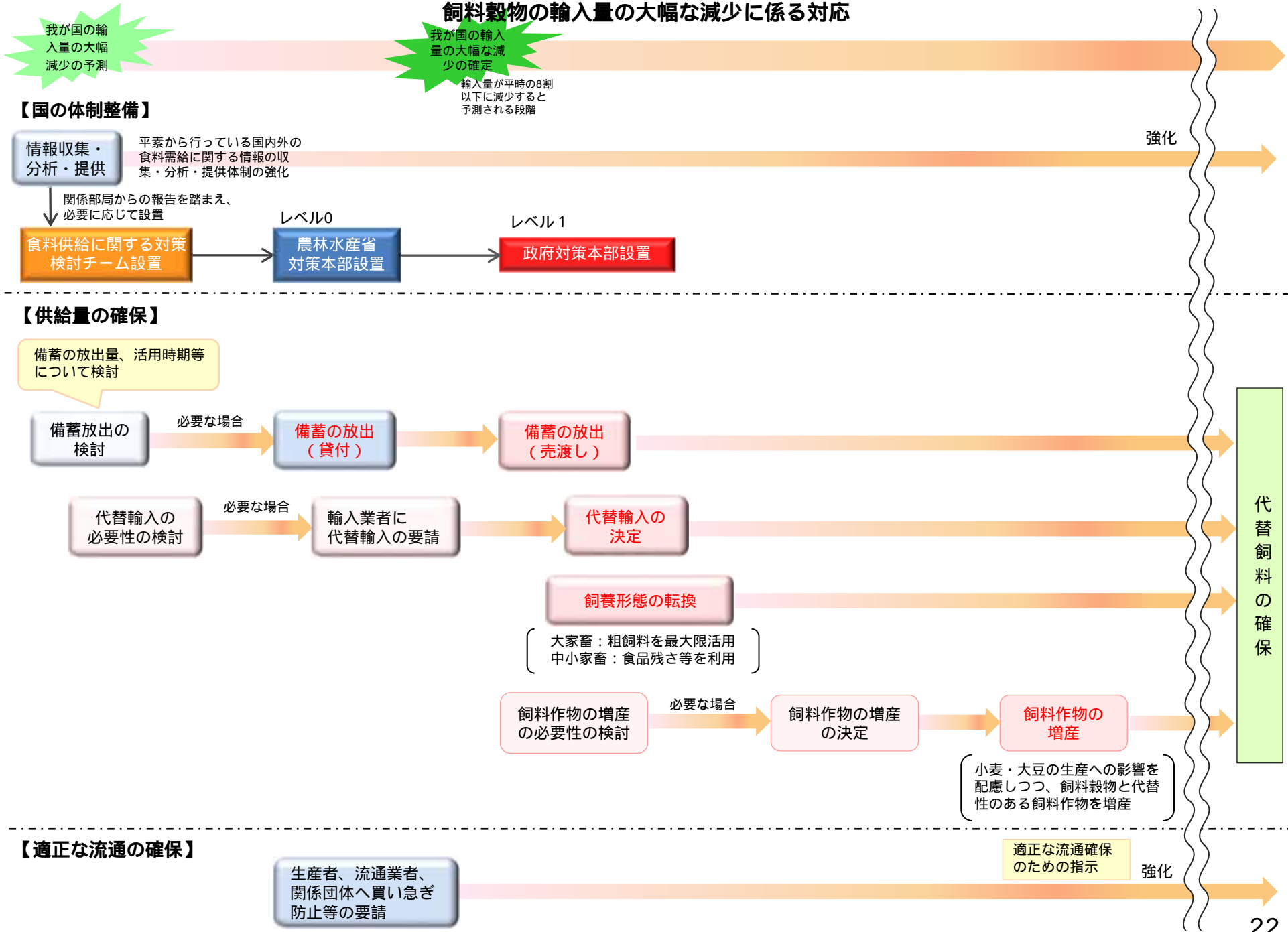
政府対策本部

(担当課：食料安全保障室)

レベル1



飼料穀物の輸入量の大幅な減少に係る対応



備蓄の放出（飼料穀物）の基本プロセス

【備蓄穀物の売渡しを実施する場合】

海外からの輸入が一時的に途絶して供給不足が見込まれる場合であって民間在庫が著しく減少又は減少が見込まれるとき

多くの備蓄受託者が確保すべき通常在庫の数量が0.5ヶ月分以下となった場合又はそのおそれがある場合

飼料穀物在庫動向調査の実施（民間在庫状況の確認）

備蓄穀物放出検討委員会を設置（情報の収集分析）

備蓄穀物放出検討委員会及び（公社）配合飼料供給安定機構の理事会の議決

農林水産省生産局長の承認

売渡し

（輸入途絶等の事態の発生から概ね1ヶ月後を目途）

農林水産省
輸入商社等

連携

< 備蓄穀物放出検討委員会の構成 >

全国農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会、
日本養鶏農業協同組合連合会、協同組合日本飼料工業会、
飼料輸出入協議会の推薦する者

売渡しの時期、数量、価格等

売渡しに先立ち、備蓄受託者に対し通常在庫量の緩和措置を講じる

情報収集・分析・提供

- ・ 食料（飼料穀物を含む）供給が減少すると考えられる期間や供給ルート、輸入穀物等の場合、輸入先国の変更の可能性等について輸入業者等から情報収集し、以降の供給可能量をできる限り把握する。（食料安全保障室）
- ・ 当該国及び当該品目の輸出実績がある国の在外公館等から当該品目に係る生産状況、政府等の動き、消費動向等について関係省庁等と連携し情報収集する。（食料安全保障室、生産局、食料産業局）
- ・ 流通業者等から、当該品目に影響を受ける食品等の国内の流通状況（小売店での販売動向、価格動向等）について情報収集し、消費動向について把握する。（食料安全保障室、食料産業局、生産局）
- ・ 消費者等への情報提供に当たっては、マスコミ等を活用し、正しい情報をわかりやすく伝え、不安感の払拭に努める。（食料安全保障室、消費・安全局）
- ・ 関係者で情報共有し、情報の発信源の一元化、問い合わせ窓口の明確化を図る。（食料安全保障室）

価格・流通の安定対策

- ・ 関係府省（消費者庁等）と連携し、当該品目により影響を受ける食品等の価格動向等を把握し、極端な値上がりをしている品目、地域などがいないか監視する。（食料安全保障室、生産局）
- ・ 小売価格の上昇や品薄など消費者（需要者）への影響が懸念される場合には、必要に応じて、消費者庁と連携しつつ、省内の消費者相談窓口の設定等を検討する。（食料安全保障室、生産局、食料産業局、消費・安全局）
- ・ 製造事業者などの関係事業者に対し原料の買い占め、売り惜しみ、在庫の抱え込み及び便乗値上げの防止等の取組を要請する。（食料産業局）

供給の確保対策

- 供給の不足が懸念される場合、備蓄のあるものについては、備蓄の活用について検討し、その際、国内生産量、消費量、在庫量等を踏まえ、備蓄の活用量及び活用時期等について検討する。（生産局）
- 民間企業等の在庫量を把握し、国内実需者等に対して、供給減が見込まれる品目についての現在の生産（供給）の見通しや、現行の輸入先以外からの供給可能量等について情報提供を実施する。（食料安全保障室、生産局、食料産業局）
- 国内で生産が可能なものについては、早期出荷や出荷規格の緩和等を要請する。（生産局）
- 地域間で供給量（ひっ迫状況）に差がある場合は全国で補完できるよう、比較的供給に余裕のある地域から不足している地域へ移送するなどの措置を促進する。（生産局、食料産業局）
- 食品製造業者や流通業者等に対しては、一時的に原料の不足が見込まれる製品について、食品ロス等も考慮しつつ、供給量の確保を要請する。（生産局、食料産業局）

輸入の確保

- 日頃から、世界の食料需給動向等を把握するとともに、不測の事態が発生した場合に民間企業や関係機関等から農林水産省に情報が集約されるような連絡体制を整備する。（食料安全保障室）
- 国内生産量、消費量、在庫量等を踏まえ、輸入時期、輸入量等を輸入業者と調整の上、決定する。（生産局、食料産業局）
- 輸入先の多角化を図る際は、国際相場や当該品目の輸入を行っている開発途上国等への影響にも十分配慮する。
- 実需者のニーズを把握した上で、代替輸入品の利用促進を図る。（生産局、食料産業局）

緊急増産

- ・ 「緊急食料確保計画（仮称）」の策定に当たっては、当該作物の平素の生産量や生産者の存在、農業用機械、倉庫、施設の整備状況、不作付地の状況、供給可能時期等を勘案する。増産量は翌年産において生産過剰にならないよう適正量を設定する。（生産局、食料産業局）
- ・ 生産物の流通体制（供給ルート等）も併せて検討する。（食料安全保障室、生産局、食料産業局）
- ・ 増産が必要な量の算定に当たっては、代替品目の供給量にも配慮する。（生産局、食料産業局）
- ・ 生産を促進すべき物資の指定については、供給が不足する品目やその生産者等の状況を踏まえ、個別品目ごとに指定するか、広汎に指定するかについて検討する。（食料安全保障室、生産局）

緊急増産のための生産資材（種子・種苗、肥料、農薬）の確保

- ・ 食用生産物を種子に転用する場合には、その生産履歴（農薬の種類等）等に留意する。（生産局、食料産業局）
- ・ 肥料・農薬の効率的な利用を併せて推進する。（生産局、消費・安全局）
- ・ 肥料・農薬について、増産、輸入を要請するときには、各製造業者の生産能力を考慮するとともに、必要な地域に適切に供給されるよう、増産後の供給方法を併せて検討する。（生産局・消費・安全局）
- ・ 肥料・農薬の増産に当たって、原料の不足が見込まれる場合には関係団体を通じて国内での調整を行うとともに、国内で原料の調達が困難な場合は、緊急輸入も検討する。（生産局、消費・安全局）
- ・ 必要に応じて、生産資材の増産等の指示と併せて、割当・配給等を行う際の方法について検討する。（生産局、食料産業局、消費・安全局）

事態ごとの各々の対応

	国（農林水産省）	農業団体 / 生産団体（者） / 民間企業	消費者
平時	食料供給の見通しに関する情報収集等 ・ 国際食料需給動向の把握 供給の確保対策 ・ 備蓄の確保のための取組 ・ 代替先となり得る国の調査 価格・流通の安定対策 ・ 価格動向等の調査	食料供給の見通しに関する情報収集等 ・ 代替国となり得る（地域）の情報収集 供給の確保対策 ・ 官民一体となった海外農業投資の促進	 価格・流通の安定対策 ・ 食料品の家庭備蓄の実施
レベル0	< 平時の取組を強化しつつ実施 > 食料供給の見通しに関する情報収集等 ・ 国際食料需給動向の把握・強化 供給の確保対策 ・ 備蓄の放出のための取組 ・ 追加的（代替）輸入の実施 ・ 食品産業事業者等への各種要請 価格・流通の安定対策 ・ 価格動向等の調査・監視 ・ 関係事業者への要請、指導等	< 平時の取組を強化しつつ実施 > 供給の確保対策 【農業団体 / 生産者】 ・ 規格外品の出荷や早期出荷 【輸入業者】 ・ 代替国からの輸入及び代替し得る製品の輸入 価格・流通の安定対策 【食品産業事業者等】 ・ 売り惜しみや便乗値上げ等の自粛 ・ 過度な買占め等の自粛	 価格・流通の安定対策 ・ 過度な買占め等の自粛 ・ 規格外品等の購入 ・ 消費の転換（例：パンから米飯へ）
レベル1	< レベル0の取組を強化しつつ実施、ただし、法律に基づく場合にあっては必要最小限の措置とする > 供給の確保対策 ・ 緊急増産のための取組 ・ 生産資材の確保のための取組 （効率的利用が困難と認める場合には、法律に基づく割当て・配給等を実施） ・ 法律に基づく輸入の指示 ・ 国際的な枠組みの活用 価格・流通の安定対策 ・ 適正な流通確保のための指示等 ・ 法律に基づく価格の規制 国が標準価格を設定 （要請や指導を行っても価格の安定が図られないおそれがある場合に設定）	< レベル0の取組を強化しつつ実施、ただし、法律に基づく場合にあっては必要最小限の措置とする > 緊急増産/生産資材の確保 【地方公共団体/ 農業団体】 ・ 都道府県別ガイドラインの目標生産数量の調整・配分等 ・ 生産資材の在庫確認、割当て・配給 【生産資材製造業者】 ・ 都道府県別ガイドラインに基づく増産 【生産者】 ・ 生産計画の作成、増産 価格・流通の安定対策 【食品産業事業者（小売業者）】 ・ 販売価格と併せ、標準価格を表示	 価格・流通の安定対策 ・ レベル0の取組を強化

不測時における現行法制度の概要

法令名（制定年）	措置の概要	発動実績
国民生活安定緊急措置法 （昭和48年）	<p>物価の高騰時に、生活関連物資等の<u>価格及び需給の調整</u>に関し、政令で指定した物資について、以下の措置を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産を促進すべき食料等の物資の指定 ・ 標準価格等の設定 ・ 生産・輸入・売渡等に関する指示 ・ 割当て、配給等 	<p>第一次石油危機 （昭和49年1月） < 4物資の標準価格を設定 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭用灯油 ・ 家庭用液化石油ガス（LPG） ・ ちり紙 ・ トイレットペーパー
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 （昭和48年）	<p>生活関連物資等の<u>買占め又は売惜しみ</u>に関し、政令で指定した物資について、以下の措置を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の生活関連物資等を指定 ・ 買占め又は売惜しみの事実が認められる場合には、当該物資の売渡しの指示及び売渡し命令 	<p>第一次石油危機 （昭和48年7月～昭和49年2月） < 27物資を指定（うち食料関係は、以下の5物資） ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大豆 ・ 大豆油 ・ 大豆かす ・ 醤油 ・ 精製糖
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 （平成6年）	<p><u>米穀の供給不足</u>に対処するため、以下の措置を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米穀の出荷又は販売事業者に対する命令 ・ 米穀の生産者に対する売渡しの指示・命令 ・ 米穀の割当て、配給等 	
物価統制令 （昭和21年）	<p><u>価格の高騰</u>に対処するため、以下の措置を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統制額の指定 ・ 価格等の額の表示命令 ・ 価格等の額の届出命令 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 終戦直後に、約1万品目について統制額を指定 ・ 昭和47年に米穀が除かれた時点で農産物は全て対象外 ・ 現在、指定されているものは、公衆浴場入浴料のみ
石油需給適正化法 （昭和48年）	<p><u>石油の供給が不足</u>する場合に対処するため、以下の措置を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油の供給を優先的に確保するよう配慮 ・ 石油の使用の制限 ・ 石油の供給のあっせんの指導等 	

(参考) 石油の供給が減少する場合の対策

石油備蓄の放出のルール及び主要国の備蓄日数

石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)

(国家備蓄石油の譲渡し及び貸付け)

第三十一条 前条に規定するもののほか、経済産業大臣は、我が国への石油の供給が不足する事態又は我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、石油の安定的な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、国家備蓄石油を譲り渡し、又は貸し付けることができる。この場合において、国家備蓄石油を交換するために譲り渡すときは、同条第二項の規定を準用する。

我が国の石油備蓄は、国家備蓄、民間備蓄、産油国共同備蓄の3つで構成され、平成26年10月時点において、**165日分**(IEA基準)を保有している。

(保有の方針)

国家備蓄と産油国共同備蓄は、あわせて**90日分程度**(IEA基準)を確保し(平成26年7月の総合エネルギー調査会石油・天然ガス小委員会中間報告)、**民間備蓄**としては**70日分**(石油備蓄法基準)以上保有することを石油会社等に義務付けている。

(参考)IEA(国際エネルギー機関)主要国の備蓄日数(平成26年10月時点 IEAのHPより)

アメリカ	ドイツ	イタリア	フランス	韓国	日本
246日	140日	124日	111日	233日	165日 (国家備蓄：91日、民間備蓄：75日)

四捨五入のため内数と計は一致しない。

石油備蓄放出にかかるルール

経済産業大臣は、以下の場合にのみ石油備蓄を放出できる。(石油備蓄法第31条)

- (1)我が国への石油の供給が不足又は不足するおそれのある場合(中東危機または輸入途絶等)
- (2)我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足又は不足するそれのある場合(国内災害時)

なお、IEAの枠組みの下では、備蓄は量的不足の事態に際し、加盟国で協調して放出することとされている。

(参考) 国際エネルギー計画に関する協定(IEP協定：1975年)

第十二条 集団全体又はいずれかの参加国が石油供給の削減をうける場合又はうけるものと予想する理由がある場合には、(中略)緊急時の措置が発動される。

政府は、過去に5回(そのうち、3回はIEA協調行動としての放出)の石油備蓄放出の判断を行ったが、民間備蓄義務日数の引下げで対応し、国家備蓄や産油国共同備蓄の緊急放出を行った実績はない。

資料：安定供給確保のための強靱な石油・LPガスサプライチェーンの構築について(平成25年9月資源エネルギー庁)
石油の緊急時供給体制に係る現状と課題(平成26年4月資源エネルギー庁資源・燃料部)

(参考) 石油の供給が減少する場合の対応策

石油需給適正化法に基づく基本的対策

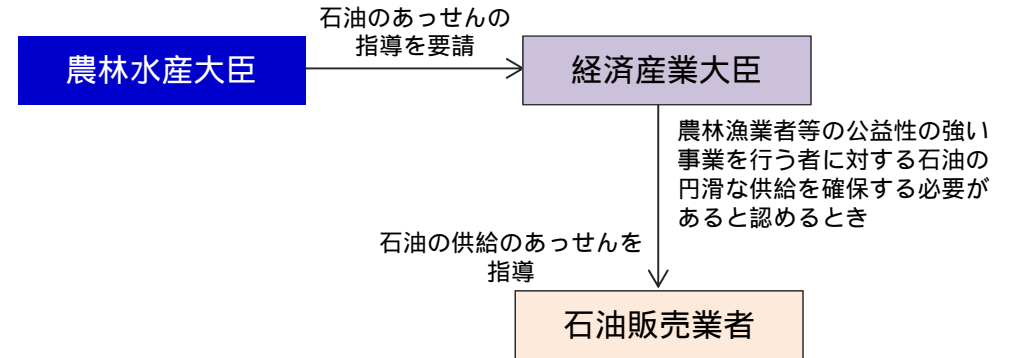
石油需給適正化法(昭和48年法律第122号)

第3条 政府は、この法律に規定する措置を講ずるに当たっては、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに公益事業、通信事業、教育事業、医療事業、社会福祉事業、言論及び出版に関連する事業その他の国民生活の円滑な運営に重大な影響を及ぼす事業及び活動に対して、石油の供給を優先的に確保するよう配慮しなければならない。

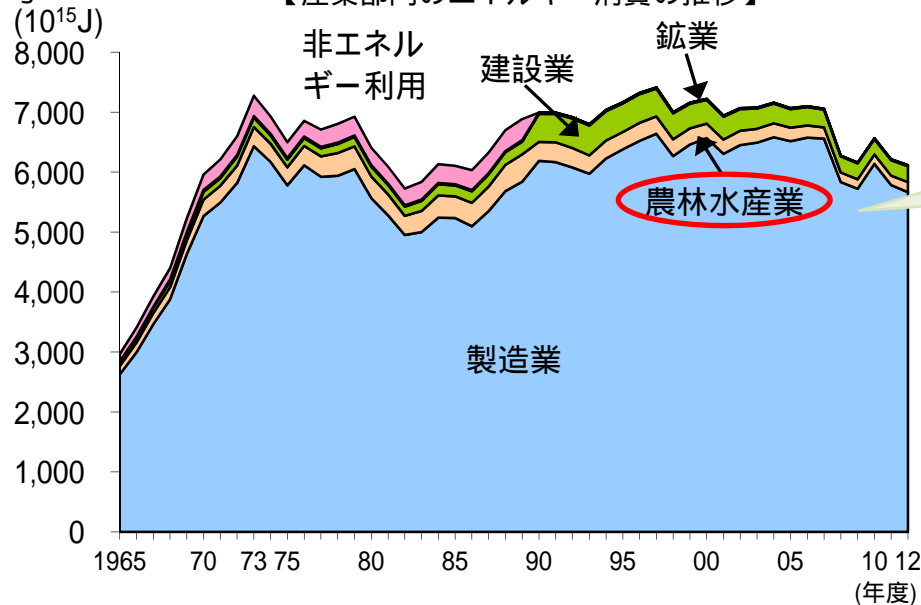
政府対策本部

政府は、石油需給適正化法に基づき、農林漁業者等の国民生活の円滑な運営に重大な影響を及ぼす事業を行う者に対し、石油の供給を優先的に確保するよう配慮。

< 必要があると認めるとき >



< 参考 >



産業部門に占める農林水産業の割合
約2.7%(2012年度)

「総合エネルギー統計」では、1990年度以降、数値の算出方法が変更されている。非エネルギー利用分については、1990年度以降は各業種の消費量の内数となっている。

出典：経済産業省資源エネルギー庁「平成25年度エネルギーに関する年次報告(エネルギー白書2014)」

(参考) 石油の供給が減少する場合の対応策

さらに石油の供給が大幅に制約される場合の対策

の対策によっても農林漁業者や農業生産資材製造業者に対して、大幅に石油の供給が制約される場合の対応

(1) 燃料の供給の減少への対応

穀物、いも類への重点的な配分：熱量効率の高い穀物、いも類の生産に重点的に配分されるよう、割当て・配給等を実施。石油の消費の多い野菜等の温室栽培などは供給を抑制

農法の転換：不耕起栽培等の省エネルギー生産技術の実施や天日の利用による穀物の乾燥など自然エネルギーの利用について促進

水産業における対応策：漁船の経済速度の徹底や船団構成の見直しなど石油の有効利用を基本とした生産体制への移行を推進し、生産量の確保のための必要な供給を実施

(2) 肥料の供給の減少への対応策

輸出分の国内への供給：平素に輸出されている窒素質肥料等を活用することにより国内における供給の増加を促進

穀物、いも類への重点的な配分：熱量効率の高い穀物、いも類の生産に重点的に配分されるよう、割当て・配給等を実施

農法の転換：緑肥(レンゲ等)栽培による地力の維持、国内の未利用有機資源(生活廃棄物、家畜排せつ物等)の活用など、化学肥料の供給の不足を補うための取組を促進。また、深耕、心土破碎等による土壌・土層改良を推進

(3) 農薬の供給の減少への対応策

輸出分の国内への供給及び殺虫剤、殺菌剤の製造への石油の供給の集中

平素に輸出されているものを活用することにより国内における供給の増加を促進。また、石油の供給は殺虫剤及び殺菌剤に集中させ、除草剤は人力とともに除草器具等を利用した物理的雑草防除等の活用により代替し、植物成長調整剤の使用は抑制

穀物、いも類への重点的な配分：熱量効率の高い穀物、いも類の生産に重点的に配分されるよう、割当て・配給等を実施

農法の転換：病害虫発生予察情報等を十分に活用。病害に強い作物や抵抗性品種への転換、太陽熱による土壌消毒等の各種の病害虫防除技術の実施を促進。また、殺虫剤や殺菌剤の使用については、病害虫の種類や発生状況によっては、広域全面散布ではなく、部分防除を実施

(4) その他

石油の使用制限や農法の転換等に伴い、農業労働力の不足、生産物の流通・販売方法の大幅な変化等が予想されることから、農産物の生産に必要な労働力の確保、食料の公平な分配等に関し国民の理解と協力が得られるよう努める。